

2025年日本国際博覧会尼崎会場外駐車場整備に係る環境影響評価実施要綱

1 目的

本要綱は、2025年日本国際博覧会協会（協会）が尼崎市（市）において会場外駐車場の設置を検討するに当たり、自主的な環境影響評価（自主アセス）を実施するために必要な手続き等を定めるものである。

2 用語

本要綱で使用する用語は、本要綱に定めるもののほか、市が定める環境影響評価技術指針で使用する用語の例による。

3 計画の概要と自主アセスの対象

事業主体	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
開催期間	2025年4月13日～10月13日
対象事業	会場外駐車場設置
実施場所	尼崎フェニックス事業用地(尼崎市船出地先)
事業規模※	敷地面積：約9.6ha程度 駐車台数：2000～3000台程度
関係地域	尼崎市中央地区※

※今後の検討で変更となる可能性がある

4 自主アセスの手続き

- 1) 協会は、本要綱を市に送付し、その内容について市の了承を得る。
- 2) 協会は、関係地域に対して自主アセスの実施を事前に周知する。
- 3) 協会は、「5環境影響評価項目」に基づき準備書及びこれを要約した書類（準備書等）を作成する。
- 4) 協会は、準備書等を市に提出する。
- 5) 協会は、関係地域に対して準備書等を周知し、準備書等について環境の保全の見地からの意見を1か月間受付ける。
- 6) 協会は、5)の意見の概要及び当該意見について協会の見解を記載した書面（見解書）を作成して市に提出し、環境の保全の見地から意見を求める。
- 7) 市は、協会から見解書の提出を受けたときは、3か月以内に協会に対し、準備書等について環境の保全の見地からの意見（市長意見）を述べるものとする。
- 8) 協会は、市長意見を勘案して評価書を作成し、市に提出するとともに、評価書等について関係地域に周知した後、対象事業の工事に着手する。
- 9) 工事期間中及び開催期間中に発生する問題に都度対応するため、事後調査は実施しない。

5 環境影響評価項目（別紙）

6 その他

本要綱に定めのない事項については、必要に応じて協会と市とが協議して定めるものとする。

7 附則

本要綱は、令和4年5月30日から施行する。

